

千葉県公立学校教頭会会則・細則

① 千葉県公立学校教頭会会則

第1章 総 則

第1条 この会は、千葉県公立学校教頭会という。

第2条 この会は、副校長・教頭職の立場から学校管理運営について研究し、その識見を高め、教育の振興及び教育諸条件の向上に寄与することを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校管理運営についての研究並びに調査に関すること。
- (2) 研究会、講演会、見学会等の開催に関すること。
- (3) 教育関係機関、諸団体との協議提携に関すること。
- (4) 会報の発行に関すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

第2章 組 織

第4条 この会は、千葉県の郡市単位で、構成する地区教頭会をもって組織し、その構成員をもって会員とする。

第5条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 事務局員 若干名
 - 事務局副会長 1名
 - 事務局長 1名
 - 事務局次長 1名
 - 事務局員・職員 若干名

(6) 会計監査 4名

第6条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、事務局長、事務局次長、事務局員、会計監査は、理事会において会員の中から推薦し、総会又は理事会の承認を受ける。
- (2) 理事は地区教頭会会員30名までは1名を選出し、30名をこえるごとに1名を加える。
- (3) 常任理事は、会長が理事の中から若干名を委嘱する。

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、各地区教頭会を代表し会務を審議し、当該地区の連絡にあたる。
- (4) 常任理事は企画および会務の執行にあたる。
- (5) 事務局長は会務を処理する。
- (6) 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代行する。
- (7) 事務局員は事務局長の指示に従い会務及び会計の任にあたる。
- (8) 会計監査は、会計のすべてにわたり監査して総会に報告する。

第8条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。補充役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第3章 機 関 (会議)

第9条 この会に次の機関をおき、会長はこれを招集する。

但し、ブロック理事会、専門委員会については会長およびそれぞれの代表者が招集する。

- (1) 総 会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) ブロック理事会
- (5) 専門委員会
- (6) 役員選考委員会

第10条 総会は、最高の議決機関で、定期総会は年1回開催する。但し、理事会が必要と認めた時は、臨時総会を開催することができる。

- (1) 総会は、代議員をもって構成する。
- (2) 代議員は、地区教頭会ごとに3名につき1名とし、端数が2名の場合は1名を加える。
- (3) 前項の代議員は地区教頭会理事及び地区教頭会で選出された者とする。
- (4) 地区教頭会で選出する代議員は、新任教頭又はそれに準ずる者が優先して選出されるように努めるものとする。
- (5) 災害等やむを得ない事情により、代議員の招

集が困難な場合は、代議員数を変更することができる。また、総会を開催することができない場合には、理事会の議決をもってこれにかえることができる。

第11条 総会には、次のことを付議する。

- (1) 会務及び決算報告ならびに予算の審議承認
- (2) 第5条に基づく役員承認
- (3) 会則の変更
- (4) その他重要事項の審議、必要に応じた特別委員会の設置

第12条 理事会は年4回開催することを原則とする。理事会は主として次のことを行う。

- (1) 総会に提出する議案の審議
- (2) 総会からの委任事項
- (3) 正副会長、会計監査の推せん
- (4) その他重要事項の審議、決定

第13条 常任理事会は会務の執行機関で、正副会長、常任理事、事務局長、事務局次長および局員をもって構成し、必要に応じて次のことを行う。

- (1) 事業計画の執行
- (2) 理事会に提出する議案の作成
- (3) その他事務処理

第14条 ブロック理事会は、各支会の会長及び副会長等の代表をもって構成し、必要に応じて開き次のことを行う。

- (1) ブロック内における当面の諸問題に対する協議
- (2) 各ブロック共通問題の審議解決

第15条 専門委員会は理事で組織し必要に応じて開き次のことを行う。

- (1) 各専門部毎に活動の方針、内容、日程等を年度当初に確立する
- (2) 各専門部毎に活動記録などの書類を整備保管する
- (3) 各専門部門の情報交換

第16条 役員選考委員会は、各支会の会長及び副会長等の代表をもって構成し、必要に応じて開き、次のことを行う。

- (1) 次年度の県会長並びに全国公立学校教頭会役員人事に関する審議・承認
- (2) その他、役員選考に関する事項の審議・承認
- (3) 本委員会委員長はブロック輪番制とし、当該支会代表者がこれを行う。

第17条 会長は業務遂行のため必要あるときは理事会にはかり、臨時に委員会を設けることができる。

第18条 総会、理事会、常任理事会は、構成員の三分の二以上をもって成立し、議事は出席人員の過半数をもって決定し、賛否同数の場合は議長が決める。

第4章 会 計

第19条 この会の経費は、会費またはその他の収入をもってあてる。

2 会費は、会員1名につき年額14,500円の割とし、当該年度の10月末までに事務局に納める。

3 額の変更については、総会で決議する。

4 臨時負担金は、理事会で定める。

第20条 この会の予算及び決算は、総会で決定する。

第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 付 則

第22条 この会の運営上必要な細則は理事会で定める。

第23条 この会則は、昭和46年5月29日から実施する。

(S48・5 一部改訂)

(S51・5 ヶ)

(S53・5 ヶ)

(S56・5 ヶ)

(H元・5 ヶ)

(H12・5 ヶ)

(H22・5 ヶ)

(H28・5 ヶ)

(R3・5 ヶ)

② 千葉県公立学校教頭会細則

第1章 組織に関すること

1. 本県会長並びに全国公立学校教頭会役員は選考委員会で選考し理事会に諮る。

2. 副会長はブロックより各1名選出する。その内1名は、次期会長候補者とし、事務局に所属する。

3. 事務局員は会長が委嘱する。

第2章 機関に関すること

4. ブロックは県下を5ブロックに分ける。
5. ブロックの構成は次のとおりとする。
 - (1) 第1ブロック
松戸、柏、野田、流山、我孫子、鎌ヶ谷
 - (2) 第2ブロック
船橋、市川、習志野、八千代、浦安
 - (3) 第3ブロック
印旛、香取、東総
 - (4) 第4ブロック
山武、長生、夷隅、安房、市原、君津
 - (5) 第5ブロック
千葉
6. 理事は専門委員会のいずれかに所属する。
7. 専門委員会は次の委員会とする。
 - (1) 総務委員会
 - (2) 研修委員会
 - (3) 調査委員会
 - (4) 広報委員会
8. 専門委員会は年3回開催することを原則とする。

第3章 会計に関すること

9. 各支会よりの会費の納入は、毎年10月末までとする。
10. 理事会、常任理事会、ブロック理事会、専門委員会、役員選考委員会を開催した場合は旅費を支払う。

第4章 慶弔に関すること

11. 会員の中で県及び国より、教育功労で表彰を受けた者があるときは、記念品をおくり祝意を表する。
12. 県教頭会役員として2年以上、会長、副会長、事務局員については1年以上、その職責にあった場合、その労にむくいるため、理事会にはかり感謝の意を表する。
13. 副校長・教頭職で、死亡したる者あるときは、香典20,000円と花環1基をおくり弔意を表する。
14. 副校長・教頭職で退職する者あるときは、その労をねぎらうため、理事会にはかり記念品を贈呈する。

S48・4・1より実施

S51・5・25一部改正

S52・5・27 ♪

S53・2・18 ♪

S55・5・8 ♪

S56・5・26 ♪

S58・2・15 ♪

H元・5・9 ♪

H元・9・6 ♪

H2・9・12 ♪

H5・5・7 ♪

H16・6・1 ♪

H28・5・17 ♪

H29・5・16 ♪

③ 千葉県公立学校教頭会運営基金規則

(名 称)

第1条 この基金は、千葉県公立学校教頭会運営基金と称する。

(目 的)

第2条 運営基金は、本会の経理を円滑に運営するための基金とする。

(使 途)

第3条 この基金は、本会の経理運営上、主として次の場合に使用する。

- (1) 年度始めの会費未入の間
- (2) その他本会として緊急に必要とする場合

(徴 収)

第4条 この基金は、入会する会員一人金500円宛の拠出金をもって充当し、各支会単位一括納入

する。

(使 用)

第5条 この基金の使用は、会長並びに各支会長の承認を経て行い、必ずその使用額を年度内に基金会計に返還する。

(管 理)

第6条 この基金は、特別会計とし、会計がこれを管理する。

(引 継)

第7条 会計は、年度末には会計監査を受け、次年度会計に引継ぐ。

付 則 この規則は、昭和50年10月3日から実施する。